

# 中海出張所管内 ゴミマップ (平成29年度版)

注) この図に示してある場所はほんの1部です。  
この他にも不法投棄されている場所があります!

平成29年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)において、河川  
巡視で確認した中海出張所管内のゴミの不法投棄件数は**23件**でした。  
(湖岸への塵芥漂着を含む。)

**昨年度の28件に対し、5件減少しました。**まだまだ古タイヤや家  
電・家庭ゴミの投棄が後を絶たちません。

「不法投棄を見た」、「捨てられている場所がある」等の情報が  
ございましたら、ご連絡をお願いします。

連絡先: 出雲河川事務所 中海出張所

(TEL: 0854-23-7433)

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所

ヒューム管、  
コンクリートの投棄



手押し車の放置



テレビの投棄



塩化ビニールパイプの投棄



布団、シーツの投棄



ペットボトル等の投棄



電灯、鉢植え等の投棄



枝木の投棄



タイヤの投棄



河川にゴミを捨てる行為は「**違法**」です。

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
(第5条、第16条)

**5年以下の懲役若しくは1000万以下の罰金**

● 河川法(河川法施行令第16条の4)

**3ヶ月以下の懲役、または20万以下の罰金**

# 大橋川出張所管内 ゴミマップ (平成29年度版)

「不法投棄を見た」、「捨てられている場所がある」等の情報がございましたら、ご連絡をお願いします。

連絡先: 出雲河川事務所大橋川出張所0852-22-2280  
国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所

河川にゴミを捨てる行為は「**違法**」です。

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (第5条、第16条)

5年以下の懲役若しくは1000万以下の罰金

● 河川法(河川法施行令第16条の4)

3ヶ月以下の懲役、または20万以下の罰金

カヌーの投棄



タイヤの投棄



電子レンジの投棄



雑誌の投棄



ペットボトル、空缶等の投棄



シャワーヘッドの投棄



自転車の投棄



一般ゴミの投棄



布団の投棄



カーペットの投棄



# 斐伊川ゴミマップ (平成29年度版)

注) この図に示してある場所はほんの1部です。  
この他にも不法投棄されている場所があります!

平成29年度(平成29年4月1日~平成30年3月31日)において、河川巡視で確認した大橋川出張所管内のゴミの不法投棄件数は**28件**でした。(湖岸への塵芥漂着を含む。)

昨年度の**43件**に対し、**15件減少**しました。まだまだ古タイヤや家電・家庭ゴミの投棄が後を絶たしません。

「不法投棄を見た」、「捨てられている場所がある」等の情報がありましたら、ご連絡をお願いします。

連絡先: 出雲河川事務所平田出張所 0853-28-0490

国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所

ゴムボートの投棄



波タン、シート、炭等々の投棄



梅酒等の投棄



家電(エアコン)の投棄



米の投棄



家電(テレビ)の投棄



布団、マットの投棄



土嚢袋35体(石膏ボード)の投棄



ペットボトル(一般ゴミ)の投棄



新聞紙等の投棄



河川にゴミを捨てる行為は「**違法**」です。

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (第5条、第16条)

5年以下の懲役若しくは1000万以下の罰金

● 河川法(河川法施行令第16条の4)

3ヶ月以下の懲役、または20万以下の罰金

# 神戸川ゴミマップ (平成29年度版)

注) この図に示してある場所はほんの一部です。  
この他にも不法投棄されている場所があります!

平成29年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)において、河川巡視で確認した放水路管理室のゴミの不法投棄件数は**16件**でした。(湖岸への塵芥漂着を含む。)  
昨年度の**20件**に対し、**4件減少**しました。まだまだ古タイヤや家電・家庭ゴミの投棄が後を絶たしません。

「不法投棄を見た」、「捨てられている場所がある」等の情報がありましたら、ご連絡をお願いします。  
連絡先: 出雲河川事務所放水路管理室0853-20-1758  
国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所

ナイフの投棄



藁と炭等の投棄



花火の投棄



プラスチック製の箱の投棄



空き缶、タオル等の投棄



発泡スチロールの投棄



酒ビンの入った段ボール箱の投棄



機械ごみの投棄



空き缶の投棄



河川にゴミを捨てる行為は「**違法**」です。

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (第5条、第16条)

5年以下の懲役若しくは1000万以下の罰金

● 河川法(河川法施行令第16条の4)

3ヶ月以下の懲役、または20万以下の罰金